全日教連 要望結果報告

（発行　令和４年５月 30 日）

第２次中央要請行動

専門部要望
文教予算及び待遇改善等に関する要望

文部科学省　　内　閣　府

日　時　　令和４年５月 16 日（月）　10:00 ～15：00

回答者

文部科学省

○　養護教諭部、栄養教諭・学校栄養職員部

初等中等教育局財務課定数企画係長	小宮山雄輝　氏
初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係長	渡邉　雄大　氏
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係長	栗林　啓介　氏

○　特別支援教育部、管理職員部

初等中等教育局財務課定数企画係長	小宮山雄輝　氏
初等中等教育局財務課校務改善専門官	菅谷　　匠　氏
初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長	髙橋　志織　氏
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係長	梶濱　　真　氏
総合教育政策局教育人材政策課教職員研修係長	岡村　　眞　氏
スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係長	林　　修平　氏
文化庁参事官（芸術文化担当）付文化活動振興係長	外尾　倫美　氏

○　学校事務職員部、高等学校部

初等中等教育局財務課定数企画係長	小宮山雄輝　氏
初等中等教育局財務課給与予算・総括係長	内田裕一朗　氏
初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係長	小林　寛和　氏
初等中等教育局修学支援・教材課情報企画推進係長	小楠　健太　氏

○　女性教職員部、幼児教育部

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係長	小林　寛和　氏
総合教育政策局教育人材政策課企画係長	田端　　紳　氏
初等中等教育局幼児教育課企画係長	長澤　貴暁　氏

内閣府

子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付参事官補佐	石塚　陽二　氏
子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）付教育・保育専門官	馬場耕一郎　氏

参加者

委　員　長	前田　晴雄
副 委 員 長	熊倉　孝郎
副 委 員 長	喜多　政博
副 委 員 長	高木　俊彦
副 委 員 長	永井　章造
事務局次長	渡辺　陽平
事務局次長	林　　則久

【養護教諭部】

養護教諭部要望　※は回答を求める内容

※１　児童生徒の生命を守り、多様化・深刻化する健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置基準を引き下げ養護教諭の複数配置を推進すること（小学校 851 人→651 人、中学校 801 人→601 人）

※２　保健室機能の維持・充実の観点から以下の体制を整備すること
(1)　学校行事等での養護教諭不在時に、看護師資格を有する者を派遣する体制
(2)　感染症等によるクラスター発生時に、保健師・看護師を派遣する体制

３　養護教諭の専門性をより高めるため、指導力があるリーダー的養護教諭を主幹養護教諭・指導養護教諭（共に仮称）として位置付けること

４　学校等欠席者感染症情報システムの利活用及び学校健康診断の電子化等に資する ICT 環境整備を進めること

５　養護教諭の資質向上のための研修機会を確保するとともに、資格取得等につながる研修となるよう内容の改善を図ること

６　新型コロナウイルス感染症及び今後想定される感染症等への対応のため、マスク・消毒液等の衛生用品を常時備蓄する予算を確保するとともに、保健室の施設・設備を充実させること

文部科学省回答

○　要望１について
昨年度、義務標準法が改正されたことにより、段階的な 35 人学級化が実現し、今年度は小学校３年生について措置されている。このような中で、養護教諭の複数配置基準についても、文部科学省としても引き下げたいという思いはある。しかしながら、他の職種を含めて全体として配置増が求められている中、養護教諭の複数配置基準を引き下げることは難しい現状にある。令和４年度については、令和２年度以前と同様、小幅ではあるが、加配定数を増やすことができた。このような加配定数の状況を鑑みながら、来年度以降も引き続き、配置増が必要だという認識において、複数配置基準の緩和について、しっかりと検討を行っていく。

○　要望２（１）について
現状では、養護教諭不在時に、国において看護師有資格者を派遣する体制整備は行っておらず、必要に応じて設置者において、様々な対応をしている状況であると認識しており、直ちに看護師派遣体制を全国的に整備することは難しい状況である。ただ、養護教諭の負担軽減という意味であればスクールサポートスタッフ（今年度より教員業務支援員と名称が変更）という制度がある。本制度は

養護教諭の業務も含んでいるので、活用していただきたい。また、地域の医療機関や学校医の先生とも相談していただきながら、養護教諭不在時に学校と地域医療や学校医とつなぐ体制を整えていくという平時の準備が重要であると考える。

○　要望２（２）について

クラスター発生時に学校において手が足りないということは想像に難くない。ただ要望１の回答でも言及したように、看護師資格を有する方の派遣体制を全国的に整備することが難しい状況にあると共に、養護教諭は専門的な職であるため、直ちに代わりになる人材を見つけるということも難しい。養護教諭でなければ難しい業務以外の業務については、衛生管理マニュアル等も参照しながら教職員全体で行っていただきたい。

質疑応答

○　要望１に関連して

【全日教連】

コロナ禍において養護教諭の業務負担が増えている。特に発熱等の体調不良者への対応については、これまで以上に神経をすり減らし対応を行っている現状がある。そのため、一人配置の学校では、養護教諭が休むことはおろか休憩をとることもままならない現状がある。現在は、養護教諭が体調不良等で不在になる場合は、児童生徒へのケアが不十分になるため、養護教諭同士のネットワークで他の複数配置の学校からヘルプに来ることもあるとの現場の声も聞いているところである。配置基準が見直され複数配置が進めば、養護教諭が安心して休むことができ、児童生徒へのケアをより丁寧に行うことができる。

【文部科学省】

学校現場の状況について今のような声があるということについては承知した。文部科学省としても引き続き、複数配置基準の引下げや加配定数の拡充の検討を行っていきたい。

【全日教連】

養護教諭の本来業務以外にも、例えば栄養教諭が給食センター化等により配置が無くなると、給食の食数計算や会計業務、アレルギー対応等を栄養教諭に代わり、養護教諭が担うという実例が多数報告されている。養護教諭の働き方改革からの観点及び食育推進の観点からも、養護教諭の配置基準の見直しについては、栄養教諭の配置基準の見直しとも関連して検討していただきたい。

○　要望２に関連して

【全日教連】

教員には「空きコマ」があり、事務等を行う時間が確保されているが、養護教諭には「空きコマ」がなく、児童生徒の状況によっては、一日中空き時間がないという場合がある。常に受け入れ態勢を整え、保健室を不在にすることもできない。養護教諭についても働き方改革を真剣に議論されなければならない。働き方改革を進めるためにも養護教諭が不在時の人的支援をお願いしたい。

【文部科学省】

一人配置の学校が多い状況は認識している。働き方改革の観点からも養護教諭の複数配置基準の引き下げ含め検討していく。一方で養護教諭一人だけに頼る学校運営についても見直していく必要性はあるのではないか。学校全体で働き方改革を進めてほしい。

【栄養教諭・学校栄養職員部】

栄養教諭・学校栄養職員部要望　※は回答を求める内容

※１　食物アレルギー等の個別指導や食育充実のための栄養教諭・学校栄養職員の定数の改善をすること

(1)　共同調理場における配置基準を 3,001 人以上から３名配置とすること

(2)　単独給食実施校における配置基準を 450 人以上から１名配置とし、それに満たない場合は３校に１名配置とすること

(3)　学校給食を民間委託する学校についても配置基準を設けること

２　栄養教諭免許状を取得している学校栄養職員全員を早期に栄養教諭に任用し、各都道府県における配置の格差をなくす対策を講ずること

３　学校給食法や食育基本法を踏まえ、すべての学校で生きた教材となる安心安全な学校給食の充実を図ること

(1)　栄養教諭・学校栄養職員未配置校への食育指導や給食管理が適切に行われるよう考慮すること

(2)　全ての学校で学校給食を実施するとともに、学校給食を実施していない学校についても適切に実施できるよう指導すること

４　学校栄養職員の給与費を引き続き義務教育費国庫負担制度の適用対象とすること

※５　学校給食の安全を確保すること

(1)　調理場・配膳室への空調設備の設置を早急に実現すること

(2)　新型コロナウイルス感染症等の対応において、更に人材及び衛生用品等の充実を図るために予算を確保すること

文部科学省回答

○　要望１について

今年度、小幅ではあるが加配定数は増えている。今後も継続して加配定数増をできるだけ行っていきたい。共同調理場の配置基準の見直しについては様々な方向性があると認識をしている。例えば「6001 人以上で３人配置」という基準を引き下げるのか、それとも「1501 人から 6000 人で２人配置」という基準を引き下げるのか等、様々な方法がある。ボリュームゾーンとしては 1000 人から 1500 人の辺りであると認識をしているので、今後は、規模の大きなところをケアしていくのか、それとも中規模なところをケアしていくのか等、現場の実態を勘案し、検討していかなければならないと考えている。

○　要望５（１）について

令和２年度第３次補正予算から、既存の学校給食施設や空調設備単独の整備に対しても補助対象としている。一昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う全国一斉の臨時休業の影響として夏季休業に臨時で授業を行うこととなった際には、空調設備単独の整備が補助対象となっていなかったためにスポットクーラー等で急場をしのいでいただいたところもあったと認識している。ただ現在は補助対象となっているので、そちらも活用いただいて給食施設の環境改善に努めていただきたい。

○　要望５（２）について

コロナ対策については、教職員の皆様に御協力をいただいており、大変感謝をしている。支援人材や、衛生用品等の充実を図るための予算については、文部科学省としてこれまで学校等の感染症対策支援として予算編成を行っている。直近であると令和３年度の補正予算においても衛生用品の購入、消毒作業を外部委託できるように、学校裁量で使用できる予算を確保した。引き続き活用できるのでこちらを活用して子供たちの健康を守っていただきたい。

質疑応答

○　要望１に関連して

【全日教連】

配置基準についてはこれまでの給食管理が中心であった時代の体制で変わっておらず、現在の状況にあっていないことは当然認識されているところだと考えている。昨年度の回答として授業を受けもつことを念頭に置いて定数を検討するという考え方もあるという話も伺った。是非、共同調理場を含めた定数改善を行っていただきたい。我々としては、栄養教諭・学校栄養職員が多くの市区町村に配置されることが、子供たちのためになることだと考えている。

【文部科学省】

昨年度、教員であれば持ちコマを念頭に定数を算定しているように、栄養教諭の場合、献立を考える等の給食業務とは別に、食育指導の校数や授業数という観点から定数を検討する考え方も一つにはあるという話をしたところであり、今後も検討を続けて行きたい。

【全日教連】

近年、市区町村によっては学校給食における共同調理場の民設民営化が進められ、それによって栄養教諭が減少していくのではないかという声が多数上がっている。このような地域では食に関する指導や食育に係る指導の機会が栄養教諭の配置されている地域よりもどうしても減少してしまう傾向にある。食育の機会を確保するため、教諭や養護教諭が栄養教諭の指導のもとで代替して指導を行わざるを得ない。栄養教諭は食育のスペシャリストであるので、配置地域と未配置地域では教育格差が生まれるのではないかと危惧している。コスト管理という面だけでなく、食育等の充実という面も勘案し、配置基準の見直しを含めた検討を行なっていただきたい。

【文部科学省】

民間委託となれば、指導の部分が手薄になるということは理解できる。現行の配置基準は、義務標準法上、食数で配置数が決まる上、民間委託になると義務標準法の枠外となってしまうため、配置することができなくなる。文部科学省としては、設置者ではないため民間委託を行うかどうかの判断について口出しすることはできないが、状況については理解した。また、配置基準の見直しについ

て、直ちに全ての学校３万校に１人ずつ栄養教諭を配置することは、現実的に難しい。まずは、学校栄養職員の方に栄養教諭になっていただき、100%に近づけ、食育指導を担う方を増やしていくということが先決になってくるのではないかと考える。

○　要望５（１）に関連して

【全日教連】

昨今の気候の状況も相まって、夏場の調理場内の勤務環境は過酷を極めているとの報告が上がっている。比較的新しい調理場であれば、空調設備も整っている場合も多いが、古くからある施設はそのような設備環境が整っていない場合がある。調理員の体調と共に、食材の衛生面からも心配をしている。更に、共同調理場から給食を受配する学校の冷蔵設備が古い場合や、そもそも冷蔵設備がないという問題もある。学校に冷蔵設備がないということで、献立も限定されるうえ、保存に適した形で調理を行わないといけないため、調理に時間がかかるとのことである。コロナ禍において、給食は子供たちにとって大きな楽しみの一つである。調理場の空調設備等の充実、給食を受配する学校の冷蔵設備の充実について、国から各地方公共団体に向けて強く指導していただきたい。

【文部科学省】

昭和 40 年代から、50 年代に集中して建てられた学校施設が、老朽化しているとの情報を得ている。調理場においてもその当時の建物であるので、床のドライ化がなされていない、空調設備も充実していない等の建物が多いことが予想される。文部科学省としても、各地方公共団体に調理場も含めた学校施設全体の老朽化対策を強くお願いをしているところであり、そのタイミングに合わせて、給食施設についてもリニューアルしていただければと考えている。今後とも各地方公共団体とはしっかりとコミュニケーションをとっていきたい。

【特別支援教育部】

特別支援教育部要望　※は回答を求める内容

※１　特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた、教職員定数の見直しを図ること

(1)　特別支援学級の学級編制基準を障害種別にし、自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級の定数を引き下げること

(2)　通級指導教室を必要とする全ての学校に設置すること

(3)　特別支援教育コーディネーターを専任化すること

※２　特別支援教育コーディネーターが地域及び各学校における特別支援教育の中心的役割を確実に果たせるよう持ちコマ数の上限設定等、具体的、実質的な処遇改善を図ること

３　インクルーシブ教育システムの理念の構築に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるよう、人的・物的環境の充実を図ること

４　特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応えるため、管理職をはじめ全ての教職員への特別支援教育推進のための研修の機会の確保及び研修内容の充実を図ること

５　被災地における特別支援教育の環境を整備し、障害のある児童生徒の生活全般に亘る支援を継続し充実すること

文部科学省回答

○　要望１（１）について

特別支援学級については、障害種ごとに１学級の上限が８人ということで学級が編成されている。４人以下の学級は約５割で、１学級当たりの平均規模は小学校で 4.6 人、中学校で 4.2 人となっている。これは自閉症や情緒障害、知的障害、それ以外の障害種も全て含めた数字になるので、情緒障害、知的障害のみに限るとこの数字はもう少し高くなると考えられる。そのような中で、障害種別ごとに分けたうえで、情緒障害学級及び知的障害学級の定数引き下げの要望があることは承知している。これまで、平成 29 年度に通級による指導が必要な児童生徒数に応じた教員定数が基礎定数化され、小中学校の特別支援教育について充実を図ってきている。一方で、知的障害については通級指導がないのが現状である。４月末に、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知を発出しているところであり、本通知の運用の実態を踏まえながら、指摘の点について検討していきたい。通級が基礎定数化されて今年で６年目になるが、いずれにしても通級指導を受けることができない実態があるならば、特別支援学級の編成だけではなく、今後、通級指導の在り方をどうしていくのかという点も踏まえながら検討していきたい。

○　要望１(２)について

発達障害を含め、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加をしており、これまで以上に一

人一人の教育的ニーズに即した支援が必要であると認識している。これまでも平成 29 年に法改正をし、通級による指導に関する基礎定数化や、ガイドライン等を作成して示してきたところである。また、４月 27 日には通級、特別支援学級の適切な運営についての通知を出し、そこでも、負担の無いように通級指導が受けられるように示してきたところである。このような方針を踏まえ、必要な児童生徒が通級指導を受けられるように、我々も推進していきたいと考えている。

○　要望１(３)について

特別支援教育コーディネーターは、学校長が指名をし、校務分掌に位置付け、組織的に機能するように努めるよう通知している。一方で、特別支援教育コーディネーター担当者の負担が大きいことは認識している。学校長のリーダーシップのもと、教員の業務負担に応じて学校全体の校務分掌を見直したり、複数指名したりする等、負担を軽減していただきたい。３月 31 日に、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」を出している。その報告において、コーディネーターの充実について記載しているので、その取組が現場に届くよう我々も努力したい。

○　要望２について

法令上、コーディネーター配置について根拠条文は存在しないが、コーディネーターについては、各学校において、制度の範囲内で対応していただいている。特別支援教育の中心的な役割を果たしていただくためには、業務の負担や、役割の多様化等を踏まえ、学校で支援体制を作っていただくことが必要であると考えている。また、外部人材の活用も含め、必要な支援をしていきたい。

質疑応答

○　要望１について

【全日教連】

現在、特別支援教育のニーズが高まり、特に情緒学級では、学年が複数学年に亘っており、全学年が１クラスにいるというような学級もある。同学年の集団で支援をするのと違い、異学年集団で指導することは、非常に困難であるという声がある。是非、学級編制基準を障害種別にしたうえで、自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級の定数引き下げを検討してほしい。

【文部科学省】

特定の障害種だけを定数化することを検討するという議論を行う場合には、障害種ごとに定数を上げるものと下げるものが出るという議論になりかねないので、慎重にやる必要があると考えている。いずれにせよ 10 年前と比べ、特別な支援を要する児童生徒が増えてきて、指導に御苦労されていることは理解している。特に異学年集団による学級について、小１から小６まで一人ずつを含む６人が所属する学級があり、きめ細かな指導が困難であるという話も伺ったことがある。一方で、８人の中で障害種ごと、更に、学年ごとにするという議論になると、難しい部分もある。特別支援学級か通級指導かの運用についても含め、状況を見ながら優先順位等を考えていきたい。

【全日教連】

引き続き特別支援のニーズが高まっている中、難しい状況ではあるが、定数の見直しや加配等について引き続き御尽力いただきたい。

【管理職員部】

管理職員部要望　※は回答を求める内容

１　義務標準法を改正し、以下のことを実現すること
(1) 副校長及び教頭の基礎定数化による枠外配置
(2) 35 人学級化の中学校までの拡大

２　優秀な人材を管理職に登用するために、以下のことを実現すること
(1) 管理職の職責に見合う給料表への改定
(2) 管理職手当の見直し、及び期末勤勉手当への積算

３　学校の円滑な運営を実施するために、校長の裁量権の拡充を図ること

※４　令和の日本型学校教育の構築のための人的・物的体制の整備、及び教育予算の拡充を図ること

※５　学校管理職、及び教師の研修について、以下のことを実現すること
(1) 学校経営及び運営に関する悉皆による研修機会の充実
(2)「対話」を基盤とした適切な研修奨励を可能とする研修履歴管理システムの構築

６　定年引上げ後、意欲をもって勤務することできるように、随時給与体系の見直しを図ること

文部科学省回答

○　要望４について

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、様々な課題を抱える児童生徒に対し、学校や児童生徒の実情に応じて配置している。それらを中心に、教職員が協力し、チームで支援を行うことが重要と考えている。そのため、令和４年度は、スクールカウンセラーが全公立小中学校に週１回、概ね４時間配置するための予算と、スクールソーシャルワーカーが全公立中学校区に、週１回、概ね３時間配置するために必要な予算を計上している。加えて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、学校が抱える課題に応じて、配置時間を拡充するための予算を拡充しているところである。一方で、各教育委員会等から現在の配置時間では、児童生徒のカウンセリング等の時間が十分に確保できないという指摘がある。引き続きその充実に努めていきたい。部活動指導員の配置については、文化庁と足並みをそろえることになり、部活動指導員に対する予算については、ここ数年着実に増額をされている。令和４年度の予算では、前年度比１億円増となり、11,250 人の部活動指導員の配置に必要な 13 億円を計上している。文化庁、スポーツ庁それぞれで、地域移行に向けた検討会議を進めており、それらの提言を踏まえながら部活動手当等の支援を検討したい。学校における働き方改革が重要な課題であり、教員業務支援については、この解決のために文部科学省としても、定数改善に加え、教員業務支援員の充実というものに取り組んでき

ているところである。具体的には、令和２年度予算が 19 億円だったものが、令和３年度には 39 億円、令和４年度には 45 億円となり、特に令和４年度予算では、前年度比６億円増で配置人数でも 1,050 人分の増額増員を措置しているところである。さらに、教員業務支援員が学校で機能的に活用できるよう、教員業務支援員との連絡調整や、具体的な教員業務改善などの事例をまとめ、全国に周知を図っている。引き続き、教員業務支援員が働き方改革に非常に重要な役目を担っていることを重く認識し、この拡充に努めてまいりたい。

○　要望５（１）について

先日成立した法律では、個々の学校現場や教師のニーズに応えることが出来るよう、個別最適な学びと協働的な学びを実現する新たな研修システムを確立することを目指している。この研修システムは、教員と管理職の両方を対象としている。管理職に求められる能力としては、従前より求められている的確な判断力や決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力がある。それに加え、令和の日本型学校教育においては、様々なデータや学校環境に関する情報を収集する力、整理分析し共有するアセスメント能力や、学校内外の関係者により、学校の教育力を最大化していくためのファシリテーション能力等が求められている。管理職に求められている能力が今まで以上に拡大していることは把握している。学校組織マネジメントや研修体制の整備について力を発揮し、教師個人や集団としての成長が可能となるように、教師同士の学び合いの文化を作る役割についても今後、更に求められていく。そのような中、今回の法律改正に伴う指針やガイドラインを出し、管理職の役割を再度明確化し、各教育委員会で定める研修計画や役割を踏まえた適切な指導助言の方法を定める。また教育委員会において、管理職に特化した育成指標を作成し、それに基づき校長への指導助言を行い、また、国による新任校長向けの事業として、オンラインフォーラムの開催や、全校長向け研修動画を含む、必要な情報等を集約したシステム等を構築中である。これらを活用し、管理職の資質向上に努めてまいりたい。

○　要望５（２）

文部科学省としては、研修履歴管理システムを教師の新たな学びの姿を実現する仕組みとして、教育委員会の負担を減らすとともに、管理職による指導助言が効果的に行われるようにしたいと考えている。教師が自らの学びを振り返り、今の自分の状況や今後の目的・目標の設定等について意識しつつ、学んでいくことが期待されている。管理職が一方的に指導していくのではなく、対話の中で、今までの研修履歴を見ることで、不足している部分と、力がついてきている部分についての確認が可能となると考えている。そして、面談の機会を通じて、教師自身のキャリアプランを踏まえて相談していくことになる。このシステムを活用し、客観的な分析がなされると一番良いと思う。自治体による差が出ないように、指針等を示しながら状況を見ていきたいと考えている。

質疑応答

○　要望４に関連して

【全日教連】

人的整備については、スクールサポートスタッフ等配置していただき現場は助かっている。更に「令和の日本型学校教育」という視点で鑑みた時に、国庫負担ではないが、特別支援員の配置や ICT 支援員の配置等について、予算拡充あるいは自治体の指導等、更に進めていただきたい。

【文部科学省】

学校の外部人材については、国で予算措置しているものや、地方財政措置として各自治体の判断で配置しいくもの等がある。特に、教員業務支援員に関しては、まさに働き方改革に直接つながると考えている。各教育委員会においては、平成 31 年度の中央教育審議会で業務の３分類について示されている「学校以外で担うべき業務」や、「学校の業務だが、必ずしも教師がやらなくても良い業務」、そして特に「学校の業務だが教師以外でできる業務」については、是非教員以外の人員をチームに加えて取り組むべきと考えている。また ICT 支援員に関しては、それぞれの目的をもって配置、地方財政措置されているが、その目的とともに働き方改革の視点においても、専門性を備えた人員が対応することで、子供達のためになり、更には働き方改革にもつながることにもなるので、引き続き各自治体に周知したいと考えている。

【全日教連】

配置していただいた様々な人材をどう活用していくかについても大きな課題である。部活動指導員の配置拡充については、まだまだ足りない現状がある。部活動の地域移行の観点を踏まえて、その拡充をお願いしたい。

○　要望５に関連して

【全日教連】

どこの地域でも同じだと思うが、管理職の希望者が減ってきているという状況があり、管理職の仕事に対する魅力が減ってきている。その中で、研修については管理職のリーダーシップを問われる場面が非常に増えてきている。管理職の働き方改革については、現場から多数の声が上がってきていると感じている。校長の魅力を発信できるように、研修も含め、研修履歴管理システムが有効に活用できるようお願いしたい。

【文部科学省】

校長に求められている役割が増大し、変化している中、研修制度についても、働き方改革も含め、難しい判断を迫られている。校長のマネジメント能力を伸ばしていくために、少しでも研修制度を役立てることができればという思いで取り組んでいく。今後、都道府県の教育委員会にも周知したいと考えている。

【全日教連】

研修制度については、教員が望む内容に沿うようにマネジメントし、そのことについて、管理職が適切に指導できるような研修履歴管理システムになることを求める。

【学校事務職員部】

学校事務職員部要望　※は回答を求める内容

※１　学校機能強化の推進状況を把握するために、以下のことを調査し、公表すること
(1)　都道府県別の学校事務職員の配置状況（未配置校数含）及び、義務標準法上の配置人数との比較結果
(2)　市町村別の市町村費配置学校事務職員の配置状況

２　義務標準法を改正し、学校事務職員を全校配置するとともに、18 学級以上の小学校及び 14 学級以上の中学校に複数配置を行うこと

※３　学校事務職員の給与費に関連し、以下のことを実施すること
(1)　義務教育費国庫負担法の適用対象継続
(2)　昭和 32 年通知「公立学校事務職員の給与等について」を再通知し、事務長職を行政職俸給表（一）６級格付とするよう各地方公共団体への指導

４　義務教育諸学校において事務長職を積極的に設置するよう各地方公共団体を指導すること

５　教育行政職として、また学校運営に参画する基幹職員として、その専門性を伸ばしていくために、以下のことを推進すること
(1)　学校事務職員育成指針の策定
(2)　上記指針に沿った資質･能力を高める研修制度の確立
(3)　新規採用学校事務職員に対する人材育成制度の確立を任命権者に指導

文部科学省回答

○　要望１について
（１）について標準法による事務職員の配置状況については、標準法定数に対する充足状況について調査を行っており、文部科学省として把握をしている。一方で、公表することを目的に調査を行っていないため、今年度分において公表することはない。しかしながら、各都道府県の充足率を明らかにして、充足を促していくということも一つの手であるとは考える。
（２）について学校基本調査において令和３年度の公立小中学校における市町村費負担の学校事務職員数（本務者）は 3,635 人と認識をしている。

○　要望３について
（１）について学校事務職員は教員が教育に専念できるようにするため、現行の小中学校制度の発足と共に、国庫負担制度に裏打ちされた主旨の定数改善措置を含めた配置を進めてきたところである。引き続き学校事務職員を学校の基幹的職員ととらえて、義務教育費負担制度を維持し、学校事

務職員に対する国の責任をしっかりと果してまいりたい。
（２）について、事務長も含めた学校事務職員は、その職員の学歴経験年数を考慮して役付職員と同等の格付けが為されるように措置することとしている。学校事務職員も含めた地方公務員の給与については地方公務員法に定める「職務給」の原則に基づき、各地方公共団体において適切に判断されるべきものである。

質疑応答

○　要望１に関連して

【全日教連】

我々が充足率の公表をお願いしている根拠は、予算上措置されているものを適切に配置してもらいたいということである。都道府県の充足率が明らかになれば、充足率の向上に向けて最も効果的な施策だと考える。公表されれば、調査結果をエビデンスとし、他県の状況を踏まえながら、関係当局と交渉・要望活動を行うことができるので、今年度は難しいという回答は伺ったが、あらためて今後検討を行ってほしい。

【文部科学省】

調査結果を公表する場合は、事前に公表する旨を伝えて調査を行わなければならない。そのため、今年度においては、事前に伝えておらず、公表を前提とする調査ではない以上、難しい現状について理解をいただきたい。なお、補足として例年 100%充足していない都道府県に対しては、義務標準法の主旨を踏まえて確実に充足させるように促したり、直ちに 100%充足させることのできない都道府県には３年もしくは５年というスパンで充足させるように計画作成を促したりということは繰り返し行っているところである。その上で、指摘の通り、なかなか伸びてこない都道府県が存在するのは事実である。このような実態を踏まえて指摘された調査結果の公表に向けて各都道府県と協議するというのも一つ手であるかと思う。今後しっかり検討したい。

○　要望３に関連して

【全日教連】

学校における総務・財務に精通した唯一の行政職員である学校事務職員が６級格付となることができない都道府県や、なることができても少数という都道府県がある。学校運営に参画することが求められ、職務の重要性が高まり、精一杯尽力しているのにもかかわらず報われないことが多いという声が上がっている。学校事務職員として職務を全うしている方、専門的立場から学校運営に参画している学校事務職員については、給与面での待遇改善ができるように文部科学省からも引き続き支援や指導をお願いしたい。

【高等学校部】

高等学校部要望　※は回答を求める内容

１　多様化する教育諸課題へ迅速に対処し、生徒へよりきめ細かい指導ができるよう、教職員の基礎定数・加配定数の改善及び専門人材等の配置を行うこと

(1)　教師が子供の学びの保障に注力するための教員業務支援員の配置拡充

(2)　外国人生徒等に対する日本語指導支援員や母語支援員、通訳・翻訳ボランティア等の配置

(3)　主幹教諭及び、指導教諭の定数外での適正配置

※２　GIGA スクール構想に高等学校も追加し、１人１台端末を実現すると共に、ICT 支援員等の配置及び整備や維持管理も含めた予算の獲得を今後も進めること

３　主権者教育の実施にあたっては、新しく必修科目となる「公共」での指導に加え、教育活動全体において政治的中立が厳正に図られるよう各教育委員会を指導するとともに、新たな指導資料 等を作成すること

※４　高等学校教員の勤務実態を把握するため、勤務実態調査に高校を追加するとともに、その実態に応じた適切な教職調整額を支給すること

５　教職員の資質向上と人材確保のために、高等学校教育の専門性に特化した研修制度拡充及び免許制度改善を図ること

文部科学省回答

○　要望２について

GIGA スクール構想については、高等学校も含めて推進している。ICT 支援員の配置やランニングコスト等の財政的な支援に係る部分は多数の地方公共団体からも要望のあるところである。現在、高等学校の端末整備については特に通信費等の維持管理に係る部分に地方財政措置を講じている。今後もこの端末の活用が進めば様々な諸経費がかかってくると思われる。関係省庁としっかりと協議し、端末の活用にかかる経費についてはしっかり調整をしていきたい。高等学校については設置者負担で端末整備を進めている地方公共団体（24 都道府県）といわゆる BYOD と言われる保護者負担で端末整備を進めている地方公共団体（23 都道府県）に分かれている実態がある。新学習指導要領となったタイミングでもあり、少なくとも今年度の１年生については年度内に１人１台の整備をということで現在、各地方公共団体の方で取り組んでいただいている。引き続き高等学校においても１人１台の端末整備が早急に実現されるように我々としても支援していきたい。今後の維持管理経費についても義務教育段階の学校も含めて関係省庁と調整していきたいと考えている。

○　要望４について

今年度の教員勤務実態調査については、高等学校も含めた調査を実施することを、今まさに検討をしているところである。今後については、これまで進めてきた働き方改革の様々な取組成果及び今年度実施する教員勤務実態調査結果等を踏まえ、教師の処遇の在り方等について検討していく。

質疑応答

○　要望２に関連して

【全日教連】

ICT 支援員については配置数が増えてきた一方で、ICT 支援員の支援能力に疑念があるという事例も報告されており、人材確保面で課題がある。教育に特化した支援を重点的にできるようなスキルを高めた上で ICT 支援員として配置してもらいたい。教育センター等で ICT 支援員としての質を高める研修を受けた上で、配置してもらえれば学校現場としては助かるという声がある。

【文部科学省】

ICT 支援員は現在、全国的に 3,500 人程度配置が進んでいる。文部科学省としても配置人数の多寡ではなく、しっかりと現場の先生方への支援が行き届く能力をもった支援員が配置されることが非常に重要だと考えている。特に ICT 支援員への研修について、また実際にどのような支援員として学校の現場に派遣したり配置したりされているか等については、各地方公共団体によって様々な実情があると承知している。また地方によってはそもそも ICT に精通している方の人材がなかなかいないという声も文部科学省にも届いているところである。昨年度の補正予算においては「GIGA スクール構想の運営支援センター整備事業」を配当し、より広域的に ICT 支援員も含めて連携しながら、技術的な問題や運用面について学校現場を支えていくことができよう予算を組んで取り組んでいる。どの地域でもそういった運営支援センターの機能を更に充実させていきつつ、ICT 支援員の配置促進も含めて利活用の促進を図っていきたい。

【全日教連】

デジタル教科書とそれに付随する指導書に関して価格が非常に高額であり、購入が進まない現状が報告されている。本来は設置者が整備を進めるべきところであるが、教育格差が生まれないようにするという視点から文部科学省からの支援、指導等を行ってもらいたい。

【文部科学省】

１人１台端末内に、デジタル教科書・指導書、AI 型の教材等の様々なソフト等を導入し、活用しているのが今の実態だと承知している。そうなると小中学校で昨年１年間使っていた端末の活用の仕方等もどんどんと変化し、例えばネットワークの問題等の環境整備に係る課題や、デジタル教科書との関係等の課題が出てくることが予想される。そのような中で、何よりもしっかりと活用できる環境を今後も整備できるようにしていきたい。特に先程言及した ICT 支援員等も含めソフト面とハード面でのサポートについて、指導・助言を行っていく。

○　要望４に関連して

【全日教連】

勤務実態調査について、高等学校も含めて調査を行ってもらえるということで大変ありがたく感じている。特に勤務時間に関しては、高等学校の教師からは、中学校だけでなく高等学校の部活につ

いても非常に長時間拘束されている教員が多数存在しているとの声が上がっている。このような部分も含めて教員勤務実態調査が為されることを望む。勤務実態調査の中に部活動に関することを含める場合、「部活動を何時間行っているのか。」というような質問項目となるのか。

【文部科学省】

勤務実態調査について直近で行ったのが平成 28 年度である。その際は高等学校については含めていなかった。高等学校についての調査は平成 18 年度まで遡ることとなる。現状明示できるものはないが、これまでの継続で調査を行い、実態を過年度と比較できるような調査となるように検討をしている。その前提として調査方法としては、24 時間ダイアリー方式といって１週間の７日間、１日 24 時間でこの時間帯にどのような業務をしていたのかをチェックしてもらうというスタイルが基本となるため、部活動指導の時間等も把握は可能である。その上で前回調査からの働き方改革の進展を見極めることのできる調査にしなければならないと考えている。

【全日教連】

教師は指導できる部活と指導できない部活がある。学校現場の状況に応じてその部活を希望したことがないのに配置されるというケースがあり、そうなった場合に勤務時間という目に見える問題とは別に指導できないにもかかわらずせざるを得ないという精神的な負荷もかかる。運動部については、比較的は経験者が配置されることもあり、何とか対応できている部分もあるが、文化部に関しては全く経験をせずに担当になっている方がほとんどであり、地域から助力を得ようとしても地域でも指導者がいないケースが多い。「指導できる部活に携わっているか」という質問等も項目として検討してもらいたい。

【文部科学省】

参考までに平成 28 年度調査の際は中学校であるが部活動の指導に備えた技能というものを５段階に分けて調査をしており、言われる通り一定数の先生については指導に必要な技能を備えていないのに顧問として配置されているという状況があった。歴史を振り返るとそれを踏まえて「部活動指導員配置事業」等を国としては進めてきたという経緯もある。このような経緯も踏まえながら高等学校についての調査内容を検討したい。

【女性教職員部】

女性教職員部要望　※は回答を求める内容

１　全ての教職員が妊娠、出産、育児、看護、介護等と仕事を両立できるよう、関係省庁及び地方公共団体と連携して、仕事と家庭の両立支援制度の整備を進めること

(1)　産前休暇の期間を拡大すること
(2)　看護休暇の対象を拡大すること
(3)　介護休暇の対象及び期間を拡大すること
(4)　不妊治療のための休暇制度を設けること
(5)　妊娠期間中の短期休暇制度を設けること
(6)　介護のための短時間勤務制度を設けること
※(7)　妊娠、出産、育児、介護等を理由とする退職者の復職制度を設けること

２　全ての教職員が妊娠、出産、育児、看護、介護等と仕事を両立できるよう、関係省庁及び地方公共団体と連携して、学校の勤務環境の整備を進めること

(1)　多忙を解消するための適正な人員の配置と業務の精選を推進すること
※(2)　妊娠、出産、育児、介護等に係る代替教職員を確保すること
※(3)　男性教職員の育児休業等の取得を促進すること
(4)　女性教職員に特有な体調変化に対する校務への配慮を行うこと
(5)　学校におけるハラスメントの防止を推進すること
(6)　女性管理職の増加に向けた取組を推進すること
(7)　仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底を図ること

文部科学省回答

○　要望１(７)について

実際に退職された方の復職について、そのまま復職させることは現状の制度では難しい。ただ、一度離職した方に、もう一度教壇に立っていただく方策について、文部科学省としても考えていかなくてはいけないと認識している。復職のために受ける必要がある教員採用審査の状況としては、受験年齢制限の緩和が進んでおり、現在では年齢制限を掛けている自治体はない。更に、教職経験者については、一次試験を免除する等有利に採用試験が進められるように制度化していると認識している。このような制度の活用について、４月 28 日には、大臣から各市町村教育委員会に対してお願いをしたところである。

○　要望２(２)について

教員不足に関しては妊娠、出産、介護等に関わらず、教職員の皆様が苦心していることは承知している。教育長による会議では、臨時的任用教員を確保していくために、引き続き特別免許状の活用等について積極的に取り組むように大臣から依頼している。更に、免許更新制の発展的解消で事実上、

免許更新制度が７月１日から廃止される。その際、免許更新制が導入される前に教員免許を持っていた方で、免許更新制が導入されてから今までの期間に一度も教壇に立ったことがない方の免許が自動的に復活することに加え、免許更新制が導入された後に失効された方についても申請の手続きを行えば簡単に授与ができる等、手続きの簡素化を図るよう自治体に促している。それらを含め、臨時的任用教員の確保について取り組んで参りたい。

○　要望２(３)について

男性教職員が育児休業等を取得することについては、子育てに理解がある職場風土の形成の観点において非常に重要であると考えている。文部科学省としては各教育委員会に対して、男性教員が育児に参画する時間を確保できるように、育児休業や育児に伴う休暇の取得促進に向けた環境整備を図るように周知しているところである。令和２年に閣議決定した第５次男女共同参画基本計画の中でも、地方公務員全体について、男性の育児休業の取得促進が求められているところであり、それを踏まえ、文科省から各教育委員会に積極的に取り組むように促しているところである。引き続き男性の育児休業の取得について周知を図っていきたいと思っている。

質疑応答

○　要望１(７)に関連して

【全日教連】

学校現場では、例えば出産の場合、子供たちのために直前まで勤務をすることが多々あり、その中で、体調を崩すことがあっても代替の教員がいないため休暇を取得できない現状が報告されている。そのため、結果として退職を決断する場合も多い。このような状況において、退職者の復職制度については、一時的な理由であれば退職の手続きをしなくても良いような仕組みや、また、やむを得ず退職した際には、復帰を望む場合、採用試験を受けることなく復帰することができる環境等を整備していただきたい。

【文部科学省】

学校現場で休暇が取得しにくい状況があり、出産直前まで勤務していることは承知している。現在の法令等を変えていくことは難しい状況ではあるが、自治体によっては、育児休業のための代替教職員を予め確保しておくこと等に取り組んでいる例がある。このような方法により、法令で定められた休業期間より長く休業することができるので、任期付きの職員を採用するような制度等を活用するように文部科学省から自治体に対して促していきたい。

○　要望２(２)に関連して

【全日教連】

市町村によっては、教員不足がかなり深刻な状況がある。特に、養護教諭や栄養教諭等は、代替教員を見つけることは大変困難である。また、教職員の数が足りないため、中学校や高等学校では、臨時免許状を発行して、専門外の授業を担当している現状がある。子供たちにとっては専門の先生に教わる方が豊かな学びの保障には不可欠である。教育職員免許法の一部改正により、代替の人員が今までよりも探しやすくなることは予想され、それについては感謝している。今後は、この教育職員免許法の改正について周知し、教員免許をもつ者の現場復帰を促す方策を進めることにより、代替の教職員を確保する方法を検討していただきたい。

【文部科学省】

教員不足の問題には、教員の実数が足りないことと、そもそも定数が足りないことの両方があることを承知している。特に定数については、35 人学級の推進や、教科担任制の推進等引き続き取り組みを進めているところである。これにより、学校現場にいる教員の数を確保していくことに加え、教員がやらなくても良い業務を分けることで働き方改革を進めたい。また、人材バンクの活用等により代替教職員の確保については喫緊の課題として取り組んでいきたい。

○　要望２(３)に関連して

【全日教連】

男性教職員が、より育児に携わるためには、教員自身の意識を変えていかなくてはいけないと考えている。しかし、男性の育児休暇の取得については権利であるにも関わらず、周囲の理解が得られず、進んでいない現状がある。男性教職員の育児休暇等の取得が進むことにより、女性教職員の退職者が減少すると考えられる。育児休暇を取得しやすくなるような、意識改革への取組を国から市町村へ促してほしい。

【文部科学省】

男性教職員の育児休業が重要であることについては認識し、取り組んでいるところである。男性が育児休業を取得することで、職場として子育てへの理解が進んでいくので、極めて重要である。同時に男性が育児休暇を取得しにくい実態があることは承知している。育児休業を取得した実例を少しずつ広げ、そのような文化を創っていくかが重要だと考えている。国家公務員の例では、男性が２週間以上、１ヶ月未満で取得している例があり、また、長期休業期間中に、１、２週間取得する等の工夫を教育委員会で行っている事例もある。そのような事例を、教育委員会で共有していくように引き続き促していきたい。地道な取組になるが、それが最も着実な方法であると考えるので、粘り強く教育委員会に対して周知を行っていくので、学校現場でも協力していただきたい。

【幼児教育部】

文部科学省

幼児教育部要望　※は回答を求める内容

1　幼児教育に係る教育環境の整備を進めること
(1)　幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かせるよう制度の改善を図ること
※(2)　幼稚園及び幼保連携型認定こども園における ICT 環境の整備を図ること
(3)　特別な配慮を要する幼児に対する支援の充実を図ること
※(4)　教育の安定性を確保するために正規の幼稚園教諭及び保育教諭の配置促進を図ること
(5)　幼稚園及び幼保連携型認定こども園における働き方改革の一層の推進を図ること

2　きめ細かな教育及び保育の実現のために幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学級編制基準の引下げと教職員定数の改善を図ること
(1)　一学級あたりの幼児数の基準を引き下げること（３歳児原則 20 名以下、４歳児原則 25 名以下、５歳児原則 30 名以下）
(2)　専任園長、教頭、養護教諭、特別支援教育担当教諭、事務職員の配置を推進すること

3　関係省庁及び地方公共団体と連携し、幼稚園教諭及び保育教諭の待遇が教育専門職としてふさわしいものとなるよう改善を図ること
(1)　幼稚園教諭及び保育教諭に教育職給料表を適用すること
(2)　職務内容に応じた諸手当の拡充を図ること

4　幼稚園教諭及び保育教諭の資質・能力の向上に向けた施策の推進を図ること
(1)　幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置促進を図ること
(2)　教育専門職としての資質・能力を高めるための研修機会の充実を図ること

文部科学省回答

○　要望１（２）について
幼稚園における ICT 環境整備については、園務改善を始め、オンラインによる教員研修や、保育参観、保育動画の配信等に係る経費について支援を図ってきたところで、令和３年度の補正予算についても、73 億円を確保したところである。幼保連携型こども園については、厚生労働省において必要な予算を確保していると伺っている。
○　要望１（４）について

文部科学省としては、教育、保育の質の向上を図るためには、幼稚園教諭の職員配置の改善を図っていくことは重要だと認識している。今後も、各園が充実した教育が行えるように、適切な制度設計を検討して参りたい。

質疑応答

○　要望１（２）に関連して

【全日教連】

園務のためのパソコンやタブレット等の ICT 機器の配置が幼稚園においては進んでいない現状が報告されている。また活用に際しても、小中学校と比較すると、研修等の不足により職員のスキルが十分に身に付いていない現状がある。実際に業務多忙及び機器の不足等により、研修等での活用も難しい状況である。小学校や中学校で効果的に活用されているように、幼稚園においても幼児教育の質の向上及び働き方改革の面から、ICT 環境の充実を求める。

【文部科学省】

幼稚園等においても ICT 環境の整備が進むと、小学校との連携等においても効果的であるので、引き続き整備について取り組んでいく。

○　要望１（４）に関連して

【全日教連】

正規採用の職員の数が増えれば、２人体制でクラスを見ることにより、休暇を取得しやすくなる。また、専任の園長が配置されれば、緊急の時に職員をサポートすることが可能になるが、専任の園長が配置されていない地域もある。そのことも含め、正規採用の人数を拡充して頂きたい。

【文部科学省】

正規職員の採用について、公立については自治体の判断に任されており、国として確保することを断言できない現状である。しかし、職員配置については教育の質の向上にもつながるため、引き続き教員配置の改善が図られるように検討してまいりたい。

内閣府

幼児教育部要望

1　幼保連携型認定こども園における教育及び保育環境の整備を進めること

(1)　幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かせるよう、制度の改善を図ること

※(2)　幼保連携型認定こども園における ICT 環境の整備を図ること

(3)　特別な配慮を要する幼児に対する支援の充実を図ること

※(4)　教育及び保育の安定性を確保するために正規の保育教諭の配置促進を図ること

(5)　幼保連携型認定こども園における働き方改革の一層の推進を図ること

2　きめ細かな教育及び保育の実現のために幼保連携型認定こども園の学級編制基準の引下げと教職員定数の改善を図ること

(1)　一学級あたりの幼児数の基準を引き下げること

（３歳児原則 20 名以下、４歳児原則 25 名以下、５歳児原則 30 名以下）

(2)　専任園長、教頭、養護教諭、特別支援教育担当教諭、事務職員の配置を推進すること

3　関係省庁及び地方公共団体と連携し、保育教諭の待遇が教育専門職としてふさわしいものとなるよう改善を図ること

(1)　保育教諭に教育職給料表を適用すること

(2)　職務内容に応じた諸手当の拡充を図ること

4　保育教諭が教育専門職としての資質・能力を高めるための研修機会の充実を図ること

内閣府回答

○　要望１(１)について

幼保連携型認定こども園における教育及び保育環境の整備について、設置基準については、学校としての基準や学級担任制や教室の面積基準等、また児童福祉施設としての基準や人員配置基準、給食の実施等の基準について、幼稚園と保育所の内容が異なる場合は、より高い水準を引き継ぐという事を基本に考えている。また、どの施設においても質の高い幼児教育を提供できるように、指針と要領の更なる整合性を図るとともに、幼児教育の質の向上に向けた研修等の様々な取り組みについては、施設類型を越えた連携や合同での実施を行うことを検討している。

○　要望１(２)について

厚生労働省や文部科学省の方で ICT に関する事業に取り組んでいる。厚労省の事業である保育対策等総合支援事業費補助金については、保育所等における ICT 化推進等事業において、保育の周辺

業務や補助業務に係る ICT 等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅で受講できるようにオンライン研修を行うための必要な教材作成経費等の支援をしているというところである。文部科学省については、一時預かり事業（幼稚園型）に関しては、各園の自治体に提出する様式の共通化を図っている他、園の ICT 化による業務効率化に取り組んでいる。

○　要望１（３）について

認定こども園において、一番多い障害種は、発達障害だと思うが、発達障害を含め、障害のある園児の支援については、幼稚園や保育所における支援と同様に、認定こども園の施設類型や設置者等に応じ、私学助成や地方交付税措置による支援を講じている。また、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」においては、障害のある園児への指導について、個々の園児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことや家庭や地域及び医療福祉保健等の関係機関と連携を図ること、個別の指導計画の作成、活用に努めることなどが示されており、各園においてはこれらを踏まえた取組が行われていることと承知している。引き続き文部科学省、厚生労働省と連携しつつ認定こども園における発達障害を含めた障害のある園児への支援に取り組んでまいりたい。

○　要望１（４）について

正規の保育教諭の配置促進については、就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や、保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援等の市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する等の配置促進策がある。また保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受け入れ支援等を行うことにより、キャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図ることを目的とした、保育人材等就職交流支援事業、さらには厚生労働省の補助事業である保育対策総合支援事業費補助金等、様々な取組も存在しており、様々な角度からの総合的な対策が講じられているものと承知している。幼保連携型認定こども園は幼稚園教諭と保育士、栄養の保育教諭を置くこととしているが、経過措置でその一方でも可となっている。両資格を持っている者は９割以上の状況であるが、更に充実するよう取得の特例を活用した取得等に努めてもらえればと考えている。

○　要望１（５）について

教育、保育に従事する人の働き方改革は、重要な課題であると当方も認識している。厚労省においては、業務負担軽減のためのガイドラインや事例集等を作成、普及するなど、保育士の業務負担軽減に取り組んでいる。今後も３府省で連携を図って取り組んでいくことが重要だと認識をしている。ICT 環境の整備や、特別な配慮を要する幼児に対する支援、正規保育教諭の配置などこれらの政策を進めることにより、この働き方改革につながるものであろうと思っている。これらの施策の充実を含め、これらの展開を考えていく事が必要だと思っている。

○　要望２について

学級編成基準の引き下げと教職員定数の改善、こちらは文部科学省が大きく関わるところである。国の財政事情にもよるかと思うので、教育の質の保証ということがあるので、今後、財源を見据えながら、検討し、課題として認識をしてまいりたい。

○　要望３について

現在、離職者が多いということは認識しており、教育、保育に従事する方の処遇改善は重要な課題であると認識している。一方で地方公務員の給与法については、地方の実情に応じて、条例で定められているため、当方として統一的、画一的に適用するとは言えず、私立に関しても然りである。職務内容に応じた諸手当の拡充に関しても同様である。

○　要望４について

研修制度については、現在国においても検討中である。今年度は、自治体職員が園関係者向けに中央協議会等、これまで文部科学省と厚生労働省で行っていたものに関し、３府省共同で、12 月に実施を予定している。また、文科省主催の指導者部会において認定こども園の部会を設置すること等、研修の機会、情報提供の機会を充実させていければと思っている。

質疑応答

○　要望１に関連して

【全日教連】

幼保連携型認定こども園については、園児のためにも、教職員がより安心して働けるように、業務環境の改善が強く望まれる。ICT 環境の整備については、厚生労働省等の様々な補助金を使っていただいていると伺った。それらを活用し、ICT 環境の整備が進むことを期待する。是非積極的な活用を現場に促してほしい。

【内閣府】

３府省で連携し、ICT 環境整備を進め、教行く環境の改善に努めていく。

【全日教連】

幼児教育の現場では、非正規の割合が多い。特別な支援の必要な子供たちへの対応や、様々な保護者への対応等が求められている現在、現場からは、個々のアレルギーに関する情報や、家庭環境等、保育をするにあたって必要な情報の共有や引継ぎが、短期間で異動する教諭が多いと、スムーズに行えないという声が上がっている。正規配置については、市区町村単位の対応になってしまうが、内閣府からも正規教諭の配置について促していただき、配置促進を進めてもらいたい。

【内閣府】

自治体に対して、正規の割合を増やすように国が発言するのは難しいというところである。一方で、アレルギー等の情報等、情報共有については、大変重要であると認識している。研修会等で、事故防止やアレルギー対応等についても、充実させながら子供たちへの対応についてしっかりと見守っていく体制を整えていきたい。また、正規職員を増やすためには、人材の確保が大変有効な話となる。人材確保を含め、今後取り組んでいきたいと考えている。

【全日教連】

保育教諭の資格の面に関して、幼稚園教諭と保育士の両方の免許の所得が促進されているとともに、10 年間の経過措置により、幼稚園教諭と保育士いずれかの免許証で良いというルールになっている。本経過措置は令和６年度が期限となっているが、延長する等、見通しが立っているのであれば聞かせていただきたい。今後延長されなければ、両方を所有していなければ、勤務することができなくなることを危惧している。もし、そういうことになると、ますます人材不足が加速してしまうのではないか。

【内閣府】

現状では、経過措置終了後の対応については決定していない。一方で、今９割以上の方が両方の免許を持っており、片方の免許のみ所有している方に対しては、ハードルを低く設定し、現在、８単位で両方の資格を取得できるような制度を用意している。まずはこのような取得に当たっての制度を活用していただき、両方を所有してもらうことを第一に考えている。今後は、令和６年度の保有率等によって、また検討しなければならないと考えているが、初めから延ばしてしまうと、そもそも両免の併有というところと違うバイアスがかかってしまう。何よりも教育、保育の質を考えると、両方の免許を所有することが基本になるので、その推移を見守りながら今後検討しなければならないという認識をもっている。

【全日教連】

幼保連携方認定こども園に関しては、提出する書類が幼稚園に比べて多いとの声がある。もちろん、提出先が文部科学省もしくは厚生労働省というように両省になるという状況は理解しているが、同様の内容の報告を、違う書類の形式で作成しなければならないということが未だに存在している。働き方改革を推進する上でも、その点において改善していただきたい。

【内閣府】

指摘の通り、現在も重複しているところがあるということについては、認識している。各省での提出書類を全くゼロにはできないが、重なっている部分の見直し等も各府省で行っているので、今しばらくお待ちいただきたい。事務的な書類も含め、調査等も重複している等の問題があると思うので、各省で連携をとり、見直しについて引き続き検討していく。

【全日教連】

現在、発足に向けて国会での議論が進んでいる「こども家庭庁」については、内閣府子ども子育て本部は、中心となって発足されるという認識で良いか。またその準備はどのように進んでいるか、状況や提供できる情報があれば教えてほしい。

【内閣府】

【内閣府】

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和３年１２月２１日閣議決定）に基づき、令和４年２月２５日に「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が通常国会に提出され、現在法案審議を行われているところであり、衆議院の内閣委員会において可決された（要望時）。今後の審議状況によるので正式ではないが、令和５年度の５月の発足予定とされている。具体的な内容等については、これから検討していくところであるが、しっかりと準備をしていく。